平成２７年（フ）第３４号
佐賀市諸富町大字徳富1886番地１
債務者　稲脇　　実
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４３号
佐賀市久保泉町大字下和泉754番地２
債務者　末次　純子
１　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４９号
佐賀市田代１丁目７番４号　野田アパート
債務者　野田登喜子
１　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５１号
佐賀県鳥栖市儀徳町3053番地１
債務者　和泉　晃子
１　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
佐賀県西松浦郡有田町大樽２丁目２番５号
債務者　浦郷　隆幸
１　決定年月日時　平成27年３月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第５１号
宮崎市霧島２丁目６番地１　サンミストコーポ106号、前住所宮崎市大字熊野6969番地１
債務者　小川　宜博
１　決定年月日時　平成27年３月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５２号
宮崎市霧島２丁目６番地１　サンミストコーポ106号、前住所宮崎市大字熊野6969番地１
債務者　小川ケイ子
１　決定年月日時　平成27年３月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５号
宮城県加美郡加美町四日市場字卯吉浦９番地
債務者　遠藤　竜也
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
茨城県取手市戸頭８丁目11番７－６号、前住所茨城県守谷市みずき野６丁目10番地８
債務者　林　　博宏
１　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
茨城県取手市谷中62番地７、前住所茨城県取手市本郷４丁目12番９号
債務者　田尻ヱツ子
１　決定年月日時　平成27年３月20日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
茨城県取手市椚木2380番地　フィレンツェ吉岡102、前住所茨城県稲敷市蒲ケ山10番地17
債務者　丸山　浩幸
１　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
茨城県牛久市田宮町485番地５、前住所茨城県牛久市田宮３丁目１番地18　グループホームほくと
債務者　飛田　尚樹
１　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第４４１号
兵庫県西宮市今津水波町12番27―208号
債務者　戎子　　宏
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５６号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目60番地ＭＴハイツ102、前住所兵庫県尼崎市下坂部３丁目18番３―1001号
債務者　北　　明夫
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第８０号
兵庫県芦屋市高浜町５番２―211号
債務者　浅葉　　満
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９１号
兵庫県西宮市東鳴尾町１丁目５番15―407号
債務者　蘇畑　秀彦
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１６号
兵庫県西宮市津門呉羽町７番16―101号、前住所兵庫県西宮市浜脇町２番３―301号　藤井方
債務者　田巻　明子
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係